

**【2】教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事
(第2号関係)**

2-1. 教員の養成に係る組織

1) 教職課程運営委員会

委員長は、学長とする。

委員会の委員は、教養課程主任教授、教職課程担当教員及び教職課程設置の各学科より選出された者各1名並びに教務部、通信教育部事務室より選出された者各1名をもって構成する。

委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 教職課程のカリキュラム運営に関する事、(2) 履修指導に関する事
- (3) 教育実習に関する事、(4) 介護等体験に関する事
- (5) 教育委員会及び学校との連携やインターンシップ等に関する事
- (6) 免許状に関する事、(7) 教職採用支援に関する事、(8) その他教職課程の運営に必要な事項

2) 教務委員会

委員長は、学長とする。

委員会の委員は、学長、副学長、学長補佐及び学部長、各学科長及び教養課程主任教授、並びに図書館長、事務局長、教務部長、国際部長及び教務課長をもって構成する。

委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 教育課程及び免許・資格課程、(2) 履修、(3) その他教学、教務全般に関する事項

3) 大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会

委員長は学長とする。

委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長、(2) 通信教育部長、(3) 各学科の学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長、(4) 事務局長、(5) 大学院事務室事務長、(6) 教務部事務部長、(7) 通信教育部事務部長
- (8) 学長が委嘱する委員 若干名

委員会は、全学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1) FD活動の企画立案、(2) FD活動の実施計画の立案、(3) FD活動の評価
- (4) FD活動に関する情報の収集と提供、(5) その他、学長の諮問する事項

4) 人権教育推進委員会

委員長は、学長が指名する。

委員会の委員は、(1) 各学科及び教養課程、大学院研究科から選出された教員各1名並びに関係教員、(2) 事務局長、事務局次長、学生部長、学生課長、関係職員をもって構成し、委員会の委員は、学長が委嘱する。

委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 大阪芸術大学人権・同和教育基本方針に則った人権教育を推進するための諸事業の計画及び実施
- (2) 講演会、研修会の計画及び実施
- (3) 人権・同和教育研究室、法人本部人権推進委員会、法人本部総務部人権推進室及び関係機関との連絡提携
- (4) その他人権教育の推進に関する事項